

岐阜県公報

目次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	六
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二二

号外(二) 平成二十六年十一月二十六日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年十月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年十一月二十六日

岐阜県監査委員 岩花正樹
 岐阜県監査委員 佐藤武彦
 岐阜県監査委員 鶴岡誠
 岐阜県監査委員 石井直子
 岐阜県監査委員 藤良寛

第1 監査実施機関数

知事直轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	検討事項	
総務部	3	0	0	0	0	0
清流の国推進部						
危機管理部						
環境生活部						
健康福祉部	7	2	0	2	2	0

商工労働部	2	0	1	1	0	1	0
農政部	4	1	0	1	1	0	0
林政部							
県土整備部	6	5	0	7	6	1	0
都市建設部	2	0	0	0	0	0	0
振興興局	2	1	1	2	1	1	0
教育委員会	25	1	8	12	2	10	0
警察本部	11	3	2	5	3	2	0
その他	4	0	0	0	0	0	0
合計	66	13	12	30	15	15	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。

「 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、25機関において、15件の指摘事項、15件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (3 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
歴史資料館	平成26年10月27日	西濃県税事務所	平成26年10月24日
東濃県税事務所	平成26年10月22日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部 (7 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃保健所	平成26年10月22日	恵那保健所	平成26年10月22日
飛騨保健所	平成26年10月30日	飛騨保健所下呂センター	平成26年10月30日
衛生専門学校	平成26年10月27日	多治見看護専門学校	平成26年10月22日
下呂看護専門学校	平成26年10月27日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
東濃保健所	指摘	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料104,025円が支払われていたので、職員への毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
恵那保健所	指摘	公務中の1件の交通事故について、修繕料116,419円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。

3 商工労働部 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成26年10月27日	情報科学芸術大学院大学	平成26年10月24日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
情報科学芸術大 学院大学	指導	情報科学芸術大学院大学学生海外派遣事業参加交付金の支出事務において、交付決定時に支出負担行為の整理が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

4 農政部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成26年10月24日	下呂農林事務所	平成26年10月16日
農業技術センター	平成26年10月28日	病害虫防除所	平成26年10月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃農林事務所	指摘	公務中の1件の交通事故について、修繕料499,967円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 県土整備部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
揖斐土木事務所	平成26年10月23日	美濃土木事務所	平成26年10月31日
可茂土木事務所	平成26年10月15日	下呂土木事務所	平成26年10月17日
高山土木事務所	平成26年10月29日	宮川上流河川開発 工事事務所	平成26年10月29日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名

区 分

内 容

揖斐土木事務所	指摘	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として387,030円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
美濃土木事務所	指摘	公務中の1件の交通事故について、修繕料474,505円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として162,340円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
可茂土木事務所	指摘	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として160,212円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
下呂土木事務所	指摘	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として108,024円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
高山土木事務所	指摘	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として162,684円の費用負担が発生し、また、修繕料200,959円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として364,060円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

6 都市建築部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃建築事務所	平成26年10月15日	飛騨建築事務所	平成26年10月29日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 振興局（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中瀬振興局	平成26年10月15日	飛騨振興局	平成26年10月29日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中瀬振興局	指摘	生活保護費の返還金等の収入事務において、納期限経過後に定められた期限内に督促状を発行していなかったものが21件（調定額589,724円）あり、最大で1年3か月放置されていたものがあった。そのうち2件（調定額69,575円）は、調定後、直ちに返納義務者に対し納入通知書を送るべきところ、4か月以上経過した後に入納通知書を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨振興局	指導	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,600円の費用負担が発生し、また、修繕料844,583円（うち相手方負担分760,124円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 教育委員会（25機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
高山陣屋管理事務所	平成26年10月30日	文化財保護センター	平成26年10月28日
揖斐高等学校	平成26年10月23日	池田高等学校	平成26年10月27日
大垣北高等学校	平成26年10月27日	大垣南高等学校	平成26年10月27日

大垣東高等学校	平成26年10月27日	大垣西高等学校	平成26年10月27日
大垣桜高等学校	平成26年10月27日	不破高等学校	平成26年10月27日
都上北高等学校	平成26年10月27日	武義高等学校	平成26年10月31日
関高等学校	平成26年10月31日	多治見北高等学校	平成26年10月14日
東濃フロンティア高等学校	平成26年10月14日	長良特別支援学校	平成26年10月27日
岐阜希望が丘特別支援学校	平成26年10月27日	岐阜本巣特別支援学校	平成26年10月27日
揖斐特別支援学校	平成26年10月27日	大垣特別支援学校	平成26年10月27日
海津特別支援学校	平成26年10月27日	東濃特別支援学校	平成26年10月14日
下呂特別支援学校	平成26年10月17日	飛騨特別支援学校	平成26年10月30日
飛騨特別支援学校 高山日赤分校	平成26年10月30日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
大垣北高等学校	指摘	学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 更新により新たに接続することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。
大垣南高等学校	指摘	消耗品購入に係る支出事務において、次の事項が認められた。 1 請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。

	<p>2 短期間に同一の債権者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>		
<p>指摘</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成26年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現物と物品一覧表との突合ができない物品が33件（取得価格計3,333,636円）あつたにもかかわらず、不突合の原因を確認していなかった。 2 出納員が実施機関の長に対して行う現物実査の結果の報告について不突合原因が不明であるにもかかわらず、原因を確認しないまま物品一覧表からの除去漏れとして報告していた。 		
<p>指導</p>	<p>学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書管理用パソコンシステムの更新及び実習助手が使用する業務用パソコンの更新により新たに接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。 		
<p>指導</p>	<p>学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。 		
<p>不設高等学校</p>	<p>指導</p>		<p>旅費事務において、用務先を誤った旅行命令を行っていたものがあつたので、今後は適正に処理された</p>
	<p>指導</p> <p>1。</p> <p>学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。 		
<p>都上北高等学校</p>	<p>指導</p> <p>学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>関高等学校</p>	<p>指導</p> <p>学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>多治見北高等学校</p>	<p>指導</p> <p>学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した教務用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>長良特別支援学校</p>	<p>指導</p> <p>印刷機消耗品（インク、マスター）単価契約及びスクールバス椅子固定装置修繕の2件の契約事務において、随意契約を締結するにあたり事前決裁時に必要とされる「随意契約をすることができると場合に該当することの説明書」を意図的に作成していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>東濃特別支援学校</p>	<p>指導</p> <p>消耗品購入に係る支出事務において、同一日に同一の債権者から複数に分けて購入しているものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できる可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>		
<p>9 警察本部（11機関）</p>			

指導事項	48	0	15	33
検討事項	13	0	0	13
計	105	0	26	79

- 平成26年9月29日までに報告を決定したものの
- 平成26年4月1日から平成26年9月30日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

2 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置
健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
中央子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として243,695円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対して乗車時の安全確認や走行時の安全運転について強く指導した。当センターで使用している3台の公用車の使用頻度は高く、運転する機会も多いことから、所内会議で交通事故防止に向け注意喚起を行っている。 また、交通安全推進員が中心となり、四半期ごとの交通安全県民運動にあわせて職員に交通安全の啓発を行っている。 今後とも公用車を運転する前に職員に声をかけるなど、交通安全意識の向上を図っていく。
飛騨子ども相談センター	建具（引戸）の修繕に係る修繕料の支出事務において、前年度指導したにもかかわらず	少人数での会計事務のチェック体制であるが、各々がその事務処理における岐阜県会計規則との整

	ず、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、請求書受理日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。	合性確認を徹底するよう職員に周知した。 今後はより一層適正な会計事務処理が遂行できるよう職員を指導し、再発防止に努める。
--	--	---

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
揖斐農林事務所	公務中の2件の交通事故について、修繕料157,373円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対し、所属長より口頭注意を行い、自動車の安全運転について指導を行った。また、毎月開催している所内会議において、発生状況を周知するとともに職員の安全運転及び交通事故防止の啓発を行った。さらに、交通安全をテーマにした振興局、警察署との合同開催の職場研修に多数の職員が出席し、所内職員への周知を図った。 今後も、職員に対する日頃からの声かけなどにより、職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故防止に努める。

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
県産材流通課	林業改善資金貸付特別会計の支出事務において、事務費の不用額を一般会計に繰り出す事務処理を行う際に、本来は爆出金として予算措置して支出すべきところ、予算措置を行わず当初の支出科目である貸付業務費のまま一般会計へ支出していたので、今後は	林業改善資金貸付特別会計の支出事務において、事務費の不用額を一般会計に繰り出す事務処理を盛り込んだ県産材流通課独自の「予算事務等に関する注意事項」を作成した。今後はこの注意事項等に留意し、かかることのないよう適正に処理する。

	適正に処理されたい。														
都市建設部															
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1244 134 1316 347">機関名</th> <th data-bbox="1244 347 1316 683">監査結果</th> <th data-bbox="1244 683 1316 1075">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="869 134 1244 347">東部広域水道事務所</td> <td data-bbox="869 347 1244 683">公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として137,132円の費用負担が発生し、また、修繕料220,542円（うち相手方負担分176,434円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> <td data-bbox="869 683 1244 1075">交通安全に関する職場研修を実施するとともに、課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布し、交通安全に対する全職員への周知及び事故防止の啓発を実施した。 また、当該職員に対しては、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意し、指導を行った。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	東部広域水道事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として137,132円の費用負担が発生し、また、修繕料220,542円（うち相手方負担分176,434円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	交通安全に関する職場研修を実施するとともに、課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布し、交通安全に対する全職員への周知及び事故防止の啓発を実施した。 また、当該職員に対しては、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意し、指導を行った。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1173 1164 1316 1332">学校</th> <th data-bbox="1173 1332 1316 2094">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="869 1164 1173 1332">瑞浪高等学校</td> <td data-bbox="869 1332 1173 2094">避難器具設置工事に係る契約事務において、業者から製品の納入に日数がかかり工期までに工事が完了できない旨の申出があったにもかかわらず、当初の事前決裁どおりに契約を締結し、後日工期延長の変更契約を行っていたため、今後は適正に処理されたい。</td> </tr> </table>	学校	講じた措置	瑞浪高等学校	避難器具設置工事に係る契約事務において、業者から製品の納入に日数がかかり工期までに工事が完了できない旨の申出があったにもかかわらず、当初の事前決裁どおりに契約を締結し、後日工期延長の変更契約を行っていたため、今後は適正に処理されたい。				
機関名	監査結果	講じた措置													
東部広域水道事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として137,132円の費用負担が発生し、また、修繕料220,542円（うち相手方負担分176,434円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	交通安全に関する職場研修を実施するとともに、課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布し、交通安全に対する全職員への周知及び事故防止の啓発を実施した。 また、当該職員に対しては、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意し、指導を行った。													
学校	講じた措置														
瑞浪高等学校	避難器具設置工事に係る契約事務において、業者から製品の納入に日数がかかり工期までに工事が完了できない旨の申出があったにもかかわらず、当初の事前決裁どおりに契約を締結し、後日工期延長の変更契約を行っていたため、今後は適正に処理されたい。														
教育委員会															
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="662 134 734 347">機関名</th> <th data-bbox="662 347 734 683">監査結果</th> <th data-bbox="662 683 734 1075">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="159 134 662 347">海津明誠高等学校</td> <td data-bbox="159 347 662 683">消耗品購入に係る支出事務において、以下の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 事前決裁書により購入の意思決定がなされないまま、発注事務が行われていた。 2 一括発注した事案で、本来は電子調達システム又は見積書徴取により調達すべき金額であったが、これを不要にみせかけるため、業者に指示して3つの少額の購入事案となるように書類を提出させ、それに基づいた会計処理が行われていた。</td> <td data-bbox="159 683 662 1075">電子調達システムの利用可能な案件は、全て電子調達システムを利用することとした。また、担当事務職員のみが発注事務を行うこととし、校内に周知徹底した。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	海津明誠高等学校	消耗品購入に係る支出事務において、以下の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 事前決裁書により購入の意思決定がなされないまま、発注事務が行われていた。 2 一括発注した事案で、本来は電子調達システム又は見積書徴取により調達すべき金額であったが、これを不要にみせかけるため、業者に指示して3つの少額の購入事案となるように書類を提出させ、それに基づいた会計処理が行われていた。	電子調達システムの利用可能な案件は、全て電子調達システムを利用することとした。また、担当事務職員のみが発注事務を行うこととし、校内に周知徹底した。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="590 1164 734 1332">警察本部</th> <th data-bbox="590 1332 734 2094">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 590 1332"> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="534 1164 590 1332">機関名</th> <th data-bbox="534 1332 590 2094">監査結果</th> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 534 1332">岐阜中警察署</td> <td data-bbox="159 1332 534 2094">公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="159 1332 590 2094">当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故の発生に及ぼす影響について個別指導を行うとともに、全職員には、副署長、警務課長から当該事故の具体的な防止策、交通事故防止の執務資料を作成するなどして、交通事故防止意識の向上を図った。 また、公私を問わず過去に交通事故を起こした職員や運転経験の浅い職員に対して、交通安全指導等による実技路上指導を実施したほか、運転技能適性検査を受けさせ、</td> </tr> </table>	警察本部	講じた措置	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="534 1164 590 1332">機関名</th> <th data-bbox="534 1332 590 2094">監査結果</th> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 534 1332">岐阜中警察署</td> <td data-bbox="159 1332 534 2094">公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	岐阜中警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故の発生に及ぼす影響について個別指導を行うとともに、全職員には、副署長、警務課長から当該事故の具体的な防止策、交通事故防止の執務資料を作成するなどして、交通事故防止意識の向上を図った。 また、公私を問わず過去に交通事故を起こした職員や運転経験の浅い職員に対して、交通安全指導等による実技路上指導を実施したほか、運転技能適性検査を受けさせ、
機関名	監査結果	講じた措置													
海津明誠高等学校	消耗品購入に係る支出事務において、以下の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 事前決裁書により購入の意思決定がなされないまま、発注事務が行われていた。 2 一括発注した事案で、本来は電子調達システム又は見積書徴取により調達すべき金額であったが、これを不要にみせかけるため、業者に指示して3つの少額の購入事案となるように書類を提出させ、それに基づいた会計処理が行われていた。	電子調達システムの利用可能な案件は、全て電子調達システムを利用することとした。また、担当事務職員のみが発注事務を行うこととし、校内に周知徹底した。													
警察本部	講じた措置														
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="534 1164 590 1332">機関名</th> <th data-bbox="534 1332 590 2094">監査結果</th> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 534 1332">岐阜中警察署</td> <td data-bbox="159 1332 534 2094">公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	岐阜中警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故の発生に及ぼす影響について個別指導を行うとともに、全職員には、副署長、警務課長から当該事故の具体的な防止策、交通事故防止の執務資料を作成するなどして、交通事故防止意識の向上を図った。 また、公私を問わず過去に交通事故を起こした職員や運転経験の浅い職員に対して、交通安全指導等による実技路上指導を実施したほか、運転技能適性検査を受けさせ、										
機関名	監査結果														
岐阜中警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,040,793円の費用負担が発生し、また、修繕料3,990円（うち相手方負担分3,032円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。														
可見工業高等	生徒用生物顕微鏡購入に係る契約書等の作成の要否等、会計														

<p>養老警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として89,460円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>交通安全に対する意識付けを行った。 さらに、交通事故防止意識の向上を図るため、交通安全標語の各種教養資料への掲載、朝会時における職員の交通事故防止関係の一言を含んだスピーチを行うなどの教養を実施している。</p>
<p>養老警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として559,284円の費用負担が発生し、また、修繕料544,687円(うち相手方負担分117,169円)</p>	<p>当該職員に対しては、次長が交通事故について聞き取りを行い、扉を開ける際には周囲の安全確認を徹底することなどの交通事故防止の指導を行った。 全職員に対しては、次長から朝会等で、公用車を運転する自覚、車両後退時には側乗者が降車して安全確認を徹底すること、緊急時も焦らず慌てることなく冷静な運転を心がけること、警察車両の交通事故は県民の信頼を失う行為であること及び過去の交通事故事例を挙げて交通事故防止の方策を指導するなど、交通事故防止の徹底を図った。 また、全職員を対象に「ヒヤリハット体験談」の事例の発表や実車による安全運転指導を実施して、交通安全意識や安全運転技能の向上を図った。 今後も朝会等において、署長、次長から、公用車運転の自覚と安全運転の指示を行い交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>可見警察署</p>	<p>当該職員に対しては、直属の課長及び警務課長から安全確認の徹底、重要性等について指導し、警察本部が実施する交通事故を起した職員に対する公用車事故防止</p>	<p>が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>
<p>に関する教養を受講させた。 全職員に対しては、朝礼時に署長、副署長及び警務課長から安全運転守則の遵守、側乗者の責務等交通事故防止の徹底について指導し、月1回の例会時には、当該職員が事故防止リレーターとなり、自己の教訓を生かした交通事故防止講習を実施した。 今後朝礼時等において、継続的に、署長、副署長及び警務課長から安全運転守則の遵守等について指導を行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>		
<p>3 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置 清流の国推進部</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>スゴーツ推進課</p>	<p>物品の管理事務において、岐阜県川辺漕艇場の指定管理者である川辺町に対して県が貸し付けていた物品は127件(平成26年7月7日確認時点)であったが、県が同町と締結している基本協定書(平成23年6月23日締結)における管理対象物品は、締結当初の85件のままとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1 管理対象物品については、指定管理者と締結している基本協定書に明記することになっているが、物品の異動(処分49件、受入91件)があったにもかかわらず、管理対象物品を変更していなかったため、速やかに変更を行った。 2 他の施設も含め、指定管理者に対しては、引き続き実地調査を行い、貸与されている備品が何であるかを確認し書類整備をする。 3 貸与されている備品と物品帳簿等に差異がある場合は、その状況を速やかに調査し、出納員から所属長へ報告することとする。</p>

健康福祉部

機関名 西濃子ども相談センター	監査結果 消耗品購入に係る支出事務において、連続する3日間に同一の価格者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。	講じた措置 平成26年8月7日に職場研修を行い、経済性を考慮した調達に心がけるよう職員を指導した。今後、事務事業の執行については、より少ない経費で大きな成果を得ているかという経済性及び効率性の観点も常に念頭に置いて推進する。 そのためには、職員全員の意識の向上も重要であるため職場研修等の機会を活用するなどし、意識向上改革を進める。 また、岐阜県電子調達システム事務処理要領等に沿った適正な事務処理に努める。
東濃子ども相談センター	現金収入事務において、保存されていた使用済みの現金(証券) 領収証券原符(岐阜県会計規則第7号様式)によるは49枚しか残っており、事前に番号が付されていないものが、1枚がいつどのようになつたか不明であつたので、今後は適正に処理されたい。	指摘の現金(証券) 領収証券原符の一部脱落については、用紙の編綴部分の糊付けが不十分で剥がれ落ちやすいものを、テープ及び輪ゴムで補完しながら使用し糊付けが一因と考えられ、現在ほつかり糊付けされ、原符(写)及び領収証券を容易に破線切り取りできるものに事前に番号を付したうえで使用している。 また、職員に対し、現金収入事務の際には、眞脱落等異常がないかの確認をはじめ、適切に取り扱うよう周知徹底した。
公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として63,195円の費用負担が発生し、また、修繕料422,615円(うち相手方負担分338,092円)		当該職員に対して、乗車時の安全確認や、走行時の安全確認について指導した。また、所内全職員に対し、定例会議及び長時間運転を伴う出張の前等機会をとらえて、

が支払われていたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

時間及び心身のゆとりを持ってハードルを握るなど、一層の安全運転に努めるよう周知徹底した。

農政部

機関名 揖斐農林事務所	監査結果 元気な農業産地構造改革支援事業の補助金交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに是正するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 農産物の生産面積の拡大等为目标とした計画に基づき事業を実施していたが、事業者から提出された計画の現状面積について、県及び交付先である揖斐川町のいずれも根拠を確認していなかった。 2 あらためて現状の生産面積について確認したところ、実際には目標値に近い数値となっていたことから、当初の目標の設定が適切に行われておらず、事業の達成状況が正確に確認できない状況となっていた。	講じた措置 監査結果を受け、以下の3点について改善の措置を講じた。 1 揖斐川町に対して、平成26年度末に事業実施主体から提出される産地構造改革計画達成状況報告書の計画策定時の現状数値と目標値について、正確な数値に修正して提出するよう、事業実施主体に対する指導を依頼するとともに、今後当該事業の実施に当たっては、計画書の記載内容について十分確認するよう依頼した。 2 産地構造改革計画達成状況報告書の計画策定時の現状数値と目標値を修正することによって、事業実施主体の計画の達成状況が正しく把握でき、計画が未達成の場合、計画が達成できるよう事業実施主体を指導する。 3 平成26年度の事業について、他の既存資料等と合せて現状値を確認し、正しく目標値が設定されていることを確認して適正に事務処理を行った。
----------------	--	--

林政部

機関名 県産材流通課	監査結果 ぎふの木の家のブランド化支	講じた措置 変更交付申請時にも総会及び役
---------------	-----------------------	-------------------------

<p>援事業費補助金の支出事務において、補助対象団体は、補助金を充当する事業や額について、総会及び役員会等の承認を得ることと補助金実施要領で規定されている。補助金の額の変更を行っていた事業について、当初の申請では総会及び役員会等の承認を得たことが確認できる書類が添付されていたが、変更申請ではこれらの書類を確認しないまま、交付決定を行っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>員会等の議事録等を添付することを明確にするため、「ぞふの木の家」プロジェクト支援事業費補助金実施要領」を改正した。今後は、かかることのないよう適正に処理する。</p>
---	--

都市建設部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>東部広域水道事務所</p>	<p>中津川浄水場の貯蔵品(活性炭)経理処理において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理された。</p> <p>1 活性炭は、危機管理目的で購入し購入後直ちに使用する予定ではないことから貯蔵品で処理すべきところ、薬品費で処理していた。</p> <p>2 活性炭の払出価額は先入先出法によるとされているが、同法による処理がなされておらず、期末の貯蔵品残高が13,000円過小に計上されていた。</p>	<p>経理処理について速やかに修正し、適正に処理した。</p> <p>1 今後は、貯蔵目的で購入する活性炭については、貯蔵品として処理すべく購入時及び処理時のチェックを徹底する。</p> <p>2 貯蔵品残高を先入先出法に基づき、適正価額に修正した。今後は、関係法令を厳守し、適正に処理する。</p>

振興局

機関名	監査結果	講じた措置
<p>西濃振興局揖斐事務所</p>	<p>生活保護法に基づく徴収金の債権管理事務において、消滅時効が完成しているにもかかわらず債務の履行を請求していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>債権徴収に当たって債務の履行を請求する際には、時効完成の期日を複数人で確認するなど適正に行う。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
<p>大垣工業高等学校</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、同一日に同一の債権者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められた。</p>	<p>物品購入に当たっては、教員と連携を密にしながら集約して物品の発注を行い、電子調達システムを利用して、経済的な調達に努めることを周知徹底した。</p> <p>また、今後は会計員から出納員までが物品購入の情報を共有し、二重のチェック体制の徹底を図り、再発防止に努める。</p>
<p>海津明誠高等学校</p>	<p>井戸ポンプ修繕に係る契約事務において、見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>誤った事務処理を防止するため、職員に対し岐阜県会計規則の遵守徹底を図った。</p> <p>今後はチェック体制を強化し、チェック時に使用するスーパーカーの色を担当者ごとに変えて、責任をもった確認行為を行うことにより、再発防止に努める。</p>
<p>可児工業高等学校</p>	<p>入館料に係る立替金の取扱事務において、収支等命令者は職員が行う立替私について、一定の条件の下においてのみ支出することができることとされているところ、これに反して</p>	<p>職員が行う立替私については、立替私をすることができ経費及びあらかじめ事前決裁により収支等命令者の決裁を受けた場合に限り、立替えて支払をすることができるところを、改めて職員に周知し</p>

あらかじめ事前決裁による収支等命令者の決裁のない立替私の支出を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

た。また、会計事務の手續について遺漏のないよう、職員間の連絡調整に努め、会計員や出納員等、複数人によるチェック体制を徹底した。

教育研修課に対する学校間総合ネットワーク接続事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。

1 岐阜県の産業人育成支援事業に係るパワーエレクトロニクス実習装置（教師用及び生徒用パソコン並びにその他附属品）の更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。

2 更新により処分することとなったパソコンに係るネットワークからの切断届を提出していなかった。

岐阜県の産業人育成支援事業に係るパワーエレクトロニクス実習装置の更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年5月30日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年6月10日に承認を受けた。

今後は、学校間総合ネットワークの接続手續について遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」について、随時、職員に周知徹底することともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化した。

瑞浪高等学校

高等学校授業料の徴収事務において、授業料等徴収事務等の取扱要綱に基づき滞納整理事務が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

パソコンの修繕に係る支出事務において、請求書及び納品書の年月日が記入されていないものを受理していたので、今後は適正に処理されたい。

木材等学校整備用品の購入

事務において、短期間に同一業者から同一又は同種の物品を分割して購入していたものがあつた。あらかじめ必要な品目及び数量を把握し一括して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。

品や納期等に応じて集約化し、基本的に毎週水曜日を開札日として電子調達システムを利用することとした。

また、今後もあらかじめ計画を立て、必要な品目及び数量を把握し一括して発注するよう心がけ、年間を通じて効率的な執行に努める。

岐阜県細根郡細根町長 坂本 一 郎

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等調査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に對する事項を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月二十六日

岐阜県細根郡細根町	取	出	取	取
岐阜県細根郡細根町	出	取	取	取
岐阜県細根郡細根町	取	取	取	取
岐阜県細根郡細根町	取	取	取	取
岐阜県細根郡細根町	取	取	取	取

1 平成24年度及び平成25年度財政的援助団体等調査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成24年度

(単位：件)

指 摘 事 項	区 分		今回措置を講じたもの C	未措置		
	A	B		A	B	C
出資・出捐団体	8	8			0	
補助金等交付団体	1	1			0	
指定管理者	1	1			0	

指導事項	計	10	10		0
	出資・出捐団体	17	16	1	0
	補助金等交付団体 指定管理者	5 2	5 2		0 0
所管機関指事項	計	24	23	1	0
	出資・出捐団体	2	2		0
	補助金等交付団体 指定管理者	1 1	1 1		0 0
所管機関指事項	計	4	4		0
	出資・出捐団体	0			
	補助金等交付団体 指定管理者	5 5	5 5		0 0
本課検討事項	計	10	10		0
	出資・出捐団体	0			
	補助金等交付団体 指定管理者	0 0			0 0
合計	48	47	1	0	

2 平成25年度

(単位：件)

区分	監査結果 A		措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C		
	出資・出捐団体	補助金等交付団体			出資・出捐団体	補助金等交付団体	指定管理者
指導事項	5	2	1	4	0	0	0
合計	1	1	1		0	0	0

指導事項	計	8	4	4	0
	出資・出捐団体	16	9	7	0
	補助金等交付団体 指定管理者	6 3	6 1	6 2	0 0
所管機関指事項	計	25	16	9	0
	出資・出捐団体	0			
	補助金等交付団体 指定管理者	2 0	2		0
所管機関指事項	計	2	2		0
	出資・出捐団体	2	0	2	0
	補助金等交付団体 指定管理者	6 3	6 1	6 2	0 0
本課検討事項	計	11	7	4	0
	出資・出捐団体	0			
	補助金等交付団体 指定管理者	0 0			0 0
合計	46	29	17	0	

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに知事から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

所管機関指摘事項：指摘の対象が、所管機関である事項

所管機関指導事項：指導の対象が、所管機関である事項

本課検討事項：団体を所管する本課に対して、是正又は改善を求める事項

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

<p>1 平成24年度 (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体</p>			<p>今後には適正に処理された い。 1 旧定率法の適用を受けた 固定資産の減価償却について、平成19年度以降毎年実施すべきところを、平成24年度において単年度のみ実施しており、過年度分を一括処理していいかつた。 2 ソフトウェアが有形固定資産として計上されなかった。 3 前回指摘したにもかかわらず、寄附行為で「基本財産」と定める基金について、会計処理規程では「特定資産」に区分され、財産目録では「その他固定資産」として計上されていた。</p>		
<p>所管機関名 健康福祉政 策課</p>	<p>団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団</p>	<p>監査結果 平成23年度の決算において、棚卸資産のうち商品・製品については売価により評価していたが、経理規程では最終仕入原価法によることと規定しているの、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 平成23年度の決算については、一部の商品、製品(石けん、アクリルたわし等)について、正確な原価計算ができていなかったことから、最終仕入原価法による評価を行っていた。 また、正確な原価計算を行うには、非常に細かい積算が必要になるため、年度途中からの平成24年度決算への対応は困難であった。このため、平成25年度の決算から、最終仕入原価法による会計処理を行った。今後についても、経理規程に基づいた会計処理を徹底していく。</p>	<p>減価償却をしていなかった固定資産平成19～23年度分及び25年度分について、平成25年度決算において一括処理を行った。 2 指摘事項にある「ソフトウェアが有形固定資産として計上されていた」については、平成25年度決算において、無形固定資産として計上した。 3 平成25年度決算においては、公益法人会計基準に従い、固定資産の記載について振興会開設時の財産1,200千円を基本財産とし、安藤基金・杉山文庫基金を特定資産として計上した。 指摘事項の是正に向けて、当該法人においては、事務を複数で行う、組織としてチェックを強化する体制とすることとした。</p>	
<p>2 平成25年度 (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体</p>			<p>文化振興課</p>	<p>公益財団法人岐阜県美術振興会</p>	<p>会計帳簿の作成事務において、平成25年度分について総勘定元帳が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>所管機関名 文化振興課</p>	<p>団体名 公益財団法人岐阜県美術振興会</p>	<p>監査結果 平成24年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、</p>	<p>指摘事項については、過年度分であることから、平成25年度決算において以下のとおり対応した旨の報告</p>	<p>指摘事項について、平成25年度分の総勘定元帳を作成した旨、報告を受けた。今後は、指摘事項を正するため、当法人において会計処理伝票を作成した際には、速やかに勘定元帳に整理し、各勘定科目の状況を常時説明できる体制とする旨の報告を受けた。</p>	

<p>センター</p> <p>過大に計上された減価償却済額 986,546円が是正されていないため、固定資産の帳簿価額が過少に計上されたままとなっていたので、前期損益修正益を計上するなどして、適正に処理されたい。</p>	<p>一般財団法人飛騨地域振興センター</p> <p>飛騨の優良工芸品展示事業に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「飛騨の酒」パンフレット印刷について、実施伺いにおいて契約に係る事項を定めておらず、また、見積書を徴取しないまま発注していた。 2 展示装飾設置・撤去工事について、実施伺い後に見積書を徴取すべきところ、それ以前に徴取した見積書に基づき契約を締結していた。 	<p>て、以下のとおり対応を行った。</p> <p>過大に計上していた建物の減価償却費 986,546円について、平成25年度決算において戻入れを行った。</p> <p>正味財産増減計算書では前期損益修正益として表示した。</p> <p>財務諸表に対する注記として記載した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 今後の対応としては、影響範囲についてより広く確認することに努め、再発防止に繋げていく。
<p>所管機関名</p> <p>産業技術課</p> <p>公益財団法人岐阜県農畜開発財団</p> <p>平成24年度の決算において、平成17年10月及び平成18年2月に取得したソフトウエアについての取得時からの減価償却の取扱いが誤っていたため、減価償却済額が20,176円過少となっており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、過年度修正損を計上するなどして、適正に処理されたい。</p>	<p>農政課</p> <p>一般財団法人岐阜県農畜産公社</p> <p>平成24年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、調整額を加算していなかったことにより、退職給付引当金計上額が2,766,000円過少となっていた。 2 「財務諸表に対する注記」の「引当金の計上基準」について、上記において、退職給付引当金に係る基準が記載されていないこと。 	<p>監査結果</p> <p>平成26年6月30日に平成25年度決算において、過年度減価償却費を20,176円計上することにより処理したとの報告を受け、確認したところ、適正に処理されていることを確認した。あわせて、今後決算において減価償却に限らず、全ての項目について適正に処理するよう指導した。</p>
<p>農政課(水産振興室)</p> <p>一般財団法人岐阜県魚苗センター</p> <p>固定資産の管理事務において、各事業年度1回以上行うとされている固定資産台帳と現物との照合が行われていないことから、今後は適正に処理</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、平成26年2月28日に固定資産台帳と現物との照合(現物実査)を行い、全て照合できたとの報告を受けた。</p>	

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

<p>下水道課</p>	<p>公益財団法人岐阜県浄水事業公社</p>	<p>汚水ポンプ電動機修繕工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 契約の保証が付されないまま契約し、契約後に、契約日翌日付けの銀行の保証書を受理していた。</p> <p>2 上記による銀行の保証を受けていたにもかかわらず、契約保証金納付免除同の決裁を行っていた。</p>	<p>遠心濃縮機制御盤修繕工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 公共工事履行保証証券による保証が付され、契約を締結した後に、契約保証金納付免除同の選択を誤り決裁を行っていた。</p> <p>2 契約保証金について納付を免除しているにもかかわらず、工事請負契約書に契約保証金の額を記載していた。</p>	<p>今後は、毎年7月に現物実査を行うこととしたとの報告を受けた。</p> <p>指導事項について、対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。</p> <p>今後は、契約保証について再認識するとともに、契約締結時、銀行の保証書が提出された後に、契約の締結を行うようにする。</p> <p>なお、契約保証に係る事務手続を進めるにあたり、チェック表を作成し、担当者だけでなく、課長等、複数職員でチェックすることを徹底している。</p> <p>指導事項について、対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。</p> <p>今後は、契約保証について再認識するとともに、契約締結時、公共工事履行保証証券が提出された後、契約保証金納付免除同の免除項目を誤ることなく作成・決裁し、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載のうえ、契約の締結を行うようにする。</p> <p>なお、契約保証に係る事務手続を進めるにあたり、チェック表を作成し、担当者だけでなく、課長等、複数職員でチェックすることを徹底している。</p>	
<p>公共建築住宅課</p>	<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>平成24年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、職員1名分の給与月額を誤ったことにより、49,275円過少に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>分譲後の宅地において、購入者が集合住宅を建設するために必要な地盤改良工事について、購入者からの要請を受け杭打ち工事を実施したが、購入者との協議や実施方法の決定過程等についての十分な記録が作成保管されていないので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>住宅供給公社より、以下の報告を受けた。</p> <p>指導内容を受け、平成25年度決算（平成26年6月6日理事会承認）にて過年度損益修正処理済み。（平成25年度損益計算書中「雑損失」及び平成25年度貸借対照表中「退職給付引当金」にて修正）</p> <p>今後、同様の事例を防ぐため、引当金繰入処理に係る決裁を行う際には決裁文書に根拠資料を添付し、複数人のチェックを行う体制をとるよう助言を行った。</p> <p>住宅供給公社より、以下の報告を受けた。</p> <p>指導内容を受け、今後、相手方との協議状況や社内での打合せについて記録を作成・保管するよう、職員全員に対し周知を行った。会社からの報告を受け、以下の2点について助言を行った。</p> <p>1 今回周知した事項は、今後も管理職等が随時注意喚起を行うこと。</p> <p>2 地盤改良工事に係る経緯については、記録を残しておくこと。</p>		
<p>指定管理者</p>		<p>所管機関名 団体名 (施設名称) 海津市</p>	<p>砂防課</p>	<p>監査結果 岐阜県さほう遊学館の</p>	<p>講じた措置 指導事項について、指定</p>

(岐阜県さ ほう遊学館)	<p>管理運営業務において、管理運営協定書で施設、備品等の管理物件を定めているが、次のとおり管理運営協定書の記載と実際の管理物件が異なった状態となっていたので、今後は適正に処理された</p> <p>い。</p> <p>1 県から貸し付けられていた電気掃除機1件が管理物件とされていなかった。</p> <p>2 存在しない棚等19件が管理物件とされていた。</p>	<p>管理者である海津市から以下のとおり対応したとの報告を受けた。</p> <p>管理運営協定書について、砂防課と協議し、次のとおり実際の状態と同様に修正を行った。(平成26年3月26日)</p> <p>1 電気掃除機1件について、管理運営協定書別表2に追加する。</p> <p>2 存在しない棚等19件について、管理運営協定書別表2から削除する。</p> <p>今後は、施設、備品等の管理を行うとともに、砂防課と「岐阜県さほう遊学館管理運営協定書」との突合も行うこととする。</p>
砂防課	<p>岐阜県さほう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で事業計画書の提出期限は毎年度業務を開始する日の1月前までと規定されているところ、期限までに提出されていないだったので、今後は適正に処理された</p>	<p>指導事項について、指定管理者である海津市から以下のとおり対応したとの報告を受けた。</p> <p>管理運営協定書に基づき、事業計画書を平成26年2月24日に砂防課へ提出した。今後は書類管理を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

(3) 監査結果(所管機関指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名 文化振興課	団体名 公益財団法人岐阜県美術振興会	監査結果 財団法人岐阜県美術振興会の平成24年度の決算において、前回の監査で
		講じた措置 指摘事項について、平成25年度決算において措置されたことを確認した。

健康福祉政 策課	一般財団法人岐阜県公 衆衛生検査 センター	<p>不適正な事項を指導しているにもかかわらず、今回の監査において改善されていない事項が認められたほか、新たに不適正な事項が認められたので、今後は会計処理が適切に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図りたい。</p> <p>今後は、当課では、当該財団の会計処理について、適切に実施されていることを確認する機会を設けることとし、それを通じ当該財団に対し、指導・監督を実施することとした。</p>
健康福祉政 策課	一般財団法人岐阜県公 衆衛生検査 センター	<p>指導事項について団体に確認したところ、錯誤によるものであった旨を団体側が認識していたため、誤った記載内容について修正するよう指導するとともに、今後は、監査の指導内容を十分理解したうえで速やかに是正するよう指導した。</p>

指定管理者

所管機関名 砂防課	団体名 (施設名称) 海津市 (岐阜県さ ほう遊学館)	<p>監査結果</p> <p>岐阜県さほう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で施設、備品等の管理物件を定めているが、次のとおり管理運営協定書の記載と実際の管理物件が異なった状態となっていたので、今後は適正に処理された</p> <p>い。</p> <p>1 県から貸し付けていた電気掃除機1件を管理物件としていなかった</p> <p>2 存在しない棚等19件について、管理運営協定書別表2から削除する。</p> <p>また、砂防課が毎年行っている貸付物品の現物確認</p>
		講じた措置 指定管理者の海津市と協議し、管理運営協定書を次のとおり実態に合わせて修正した。(平成26年3月26日) <p>1 電気掃除機1件について、管理運営協定書別表2に追加する。</p> <p>2 存在しない棚等19件について、管理運営協定書別表2から削除する。</p>

<p>砂防課</p>	<p>海津市 (岐阜県さ ほう遊学館)</p>	<p>岐阜県さほう遊学館の 管理運営業務において、 管理運営協定書で事業計 画書の提出期限は毎年度 業務を開始する日の1月 前までと規定されている ところ、期限までの提出 及び受理ができていなかっ たので、今後は適正に処 理されたい。</p>	<p>た。 2 存在しない棚等19件 を管理物件としていた。</p> <p>(現物実査)の際に「備品 台帳」及び「貸付物品一覧 表」のみでなく、「岐阜県 さほう遊学館管理運営協定 書」との突合も行うことと する。(平成26年度の現物 実査より実施)</p> <p>管理運営協定書に基づき、 毎年業務開始する1か月前 の3月1日までに事業計画 書を提出するよう指定管理 者の海津市に指導し、平成 26年度分については平成26 年2月24日に提出され、同 日受理した。今後は、書類 管理を徹底し、適正な事務 処理を行う。</p>
------------	---------------------------------	---	--

平成二十六年十一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社